

薬学実務実習に関する連絡会議について

平成 25 年 11 月 8 日
平成 26 年 11 月 18 日一部改正
平成 30 年 11 月 28 日一部改正
令和 3 年 2 月 00 日一部改正
新薬剤師養成問題懇談会

1. 目的

改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム（以下「改訂コアカリ」という。）に基づく薬学実務実習の在り方、実施体制等の大枠や方針について、関係機関間の調整を図るとともに、各機関の役割や検討事項を明確化し、薬学実務実習の実施に向けて各機関の取組へと引き継ぐことを目的として、協議の場を設ける。

2. 検討事項

- (1) 改訂コアカリに基づく薬学実務実習の在り方
- (2) 改訂コアカリに基づく薬学実務実習の実施に向けた準備状況の確認及び実施状況の確認と検証
- (3) 薬学実務実習に関するガイドラインの検証と改訂
- (4) 本会議実施期間終了後の新たな協議の場の検討
- (4-5) その他、必要な事項

3. 実施方法

- (1) 会議の構成は別紙のとおりとする。
- (2) 会議に座長を置き、座長は委員の中から互選する。
- (3) 会議は原則公開とする。
- (4) その他、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

4. 実施期間

平成 25 年 11 月 8 日から ~~平成 33 年 3 月 31 日~~ 令和 5 年 3 月 31 日までとする。

5. その他

会議に関する庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び薬学教育協議会の協力を得つつ、文部科学省高等教育局医学教育課が担当し、関係経費は参加機関が各々負担する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙) 会議の構成

新薬剤師養成問題懇談会構成機関 (各 2 名以内)

国公立大学薬学部長 (科長・学長) 会議

日本私立薬科大学協会

日本病院薬剤師会

日本薬剤師会

文部科学省高等教育局医学教育課

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新薬剤師養成問題懇談会オブザーバー機関 (各 1 名以内)

薬学教育協議会

日本薬学会

~~薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する専門研究委員会 (若干名)~~

大学関係者 (若干数名)